

1 高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科（知的障害者対象）の入学者 選考

追選考

（1）受検資格及び手続

インフルエンザ罹患等による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本選考を全て受検できなかった者のうち、志願する特別支援学校の校長が定める所定の手続きにより、所定の手続きにより、承認を受けたものを対象とする。本選考を一部でも受検した者は、追選考を受検することはできない。

（1）－① 追選考志願者の連絡

追選考を志願する者の在籍する中学校の校長等は、速やかに当該志願者の志願した特別支援学校の校長に電話により連絡する。

（1）－② 追選考受検願の提出期限

追選考日の2日前までに志願する特別支援学校に提出する。

（1）－③ 提出書類及び提出先

追選考を志願する者（又は保護者等）は、出願時に交付された受検票、追選考受検願（「選考要項」様式17）及び本選考を受検できなかった理由を証明する書類として医師の診断書等を提出する。医師の診断書を提出できない場合（疾病等以外の理由による場合）には、追選考受検願にその理由を記載する。なお、医師の診断書には、加療期間を明記する。上記の書類を在籍中学校の校長の確認を経て、本人（又は保護者等）が志願した特別支援学校の校長に提出する。

（1）－④ 追選考受検承認書等の交付

校長は、追選考受検願等の受理が完了した後、受理書（各特別支援学校の定める様式）とともに、追選考受検承認書（参考様式）を交付する。出願時に交付された受検

票は、本人（又は保護者等）に返却する。

（２）以下は「令和３年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部専攻科入学者選考要項」に記載されているとおり。

２ 幼稚部の入学者選考

３ 高等部普通科（千葉盲学校及び千葉聾学校その他、知的障害（職業コースを除く）、肢体不自由、病弱者を対象とする特別支援学校）の入学者選考

４ 高等部専門学科（千葉盲学校及び千葉聾学校）の入学者選考

５ 高等部専攻科（千葉盲学校及び千葉聾学校）の入学者選考

追選考

（１）受検資格及び手続

インフルエンザ罹患等による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本選考を全て受検できなかった者のうち、志願する特別支援学校の校長が定める所定の手続きにより、所定の手続きのより、承認を受けたものを対象とする。本選考を一部でも受検した者は、追選考を受検することはできない。

（２）以下は「令和３年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部専攻科入学者選考要項」に記載されているとおり。

６ その他

- ・新型コロナウイルス感染拡大等により、再度追選考を実施する場合においても、同様の考え方とする。